

○館山市高齢者等住宅改造費用助成規則

平成6年2月18日規則第4号

改正

平成8年3月1日規則第1号

平成12年3月31日規則第23号

平成16年6月30日規則第25号

平成16年12月22日規則第47号

平成17年3月30日規則第33号

平成18年3月31日規則第16号

平成24年6月29日規則第21号

平成28年3月25日規則第8号

館山市高齢者等住宅改造費用助成規則

(目的)

第1条 この規則は、高齢者等に対し、その居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便を図り、もって高齢者等の自立の促進及び介助に適した住環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者等 高齢者及び身体障害者をいう。
- (2) 高齢者 おおむね65歳以上の者であって下肢が不自由な者をいう。
- (3) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹移動機能障害の程度が1級又は2級のものをいう。

(対象者)

第3条 この規則により、住宅の改造に要する費用（以下「改造費」という。）の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている高齢者等であって、居住する住宅の改造が必要と認められる者（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給を受けることができる者を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「法」という。）附則第32条第9項の規定によりなお効力を有するとされた法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第79条の2第5項の規定において準用する同法第66条第1項及び第2項の規定により老齢福祉年金の全部が停止となる所得の額以上の所得がある場合は、助成しない。

（助成の範囲）

第4条 助成の対象となる住宅の改造は、既存の住宅に係るもので、浴室、便所、台所、居室及び玄関等の改造とする。

2 改造費の助成額は、その改造に要した費用の2分の1に相当する額（以下「助成基準額」という。）とし、18万円を限度とする。

（助成の申請）

第5条 助成対象者又はその家族で改造費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館山市高齢者等住宅改造費用助成申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

（1）改造工事計画書（別記第2号様式）

（2）改造工事見積書

（3）自己又はその家族所有の住宅以外の場合は、住宅所有者の改造工事承諾書（別記第3号様式）及び住宅に係る貸借契約書の写し

（助成の可否の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、館山市高齢者等住宅改造費用助成可否決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 前条の規定により助成可の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請事項に変更が生じたときは、館山市高齢者等住宅改造工事変更届（別記第5号様式）に改造工事見積書その他必要な書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

（変更の可否の決定）

第8条 市長は、前条に規定する届出があったときは、その内容を審査の上、助成決定の変更の可否を決定し、館山市高齢者等住宅改造費用助成変更可否決定通知書（別記第6号様式）により当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 助成決定者は、助成金の交付に係る住宅改造工事完了後、速やかに館山市高齢者等住宅改造費用助成金交付請求書（別記第7号様式）に住宅改造工事完了報告書（別記第8号様式）及び当該工事に係る請求書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(実地調査等)

第10条 市長は、前条の規定による住宅改造工事完了報告書の提出を受けたときは、実地調査を行い、改造工事計画書に基づく施工の適否について判定しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、第9条の規定により助成金の交付請求があった場合において、前条の規定による実地調査の結果、改造工事計画の内容に適合すると認めたときは、速やかに助成決定者に助成金を交付するものとする。

(助成の制限)

第12条 助成決定者は、その助成の決定通知の日から、1年を経過した後でなければ新たに助成を申請することができない。ただし、当該改造部分の破損など市長が特に認める場合は、この限りでない。

(報告)

第13条 市長は、助成決定者の身体状況及び住宅状況等に関し、必要な報告を求めることができる。

(助成の決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成の決定を取り消し、既に助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳の整備)

第15条 市長は、改造費の助成を行ったときは、館山市高齢者等住宅改造費用助成台帳（別記第9号様式）に記録し、その助成の状況を把握しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第23号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月22日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

（経過規定）

2 改正後の館山市高齢者等住宅改造費用助成規則の規定は、平成17年7月1日以後の申請に係る住宅改修について適用し、同日前に申請のあった住宅改修については、なお従前の例による。この場合において、同日前の申請に係る住宅改修に要した費用の請求期限は、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成18年3月31日規則第16号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第21号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第5条）

第2号様式（第5条第1号）

第3号様式（第5条第3号）

第4号様式（第6条）

第5号様式（第7条）

第6号様式（第8条）

第7号様式（第9条）

第8号様式（第9条）

第9号様式（第15条）